

令和 8 年度 関西・高知周遊促進事業等委託業務
公募型プロポーザル仕様書

I 事業の目的

関西圏を訪れる訪日外国人の誘客のため、関西圏と本県を結ぶモデルルート（以下、「関西高知広域周遊モデルルート」という。）を設定し、特設サイトの制作やプロモーションを行うなど、大阪の都市型観光と高知の自然型観光のブランディング強化に取り組んできた。

本事業では、これまで継続して取り組んできた、都市型観光地・大阪から行く「極上の田舎、高知旅。」をコンセプトに、高知ならではの食や自然、歴史・文化体験などの魅力を訴求し、大阪をはじめとする関西圏から高知への外国人観光客の送客に繋がる情報発信等取組を行うことで、本県への誘客促進を図ることを目的とする。

II 業務内容

1 全体統括

(1) 条件

- ・受託者は、本事業の以下 2～5 の業務すべてについて責任を負い、全体を統括する「統括責任者」を置くこと。統括責任者については、十分な経験を有する者であることとし、業務実績（類似した業務も含む）を明記すること。
- ・委託者、受託者の 2 者で早期に初回の打合わせを実施し、その後も必要に応じて適宜打合わせ（オンラインでの会議も可とする。）を実施するなど連絡を密にし、意思の疎通を図ること。なお、打合せ後は協議した内容をまとめ、書面により報告すること。

2 関西高知周遊プロモーションの実施

(1) 業務内容

関西圏を訪れる外国人旅行者をターゲットとし、本県への誘客を強化するためにメディアを活用した情報発信を実施すること。

(2) 条件

以下の条件で提案をすること。

- ・ターゲット市場としては、高知県の重点市場のうち、米国あるいは豪州いずれか、もしくは両方とすること。
- ・都市型観光の関西圏と、対照的な高知の魅力を広く訴求できる、一般消費者向けの有力なメディア（ウェブメディア、インフルエンサー、ブロガー等含む）を選定し、情報発信を行うこと。
- ・発信内容としては、関西圏（大阪や京都等）を発地とし高知までのモデルコースや、あるいは特定のテーマでの関西圏と高知の対比などを想定しているがこれに縛られるものではない。
- ・候補となるメディアの概要、掲載媒体、発信内容、掲載時期、露出数や PV 数等の目標値を具体的に提案すること。
- ・取材を行う場合は、受託者において移動手段や宿泊等の手配、事前の撮影許可申請等の手続きを行い、旅行中の事故・治療・救援等の費用、あるいは、第三者に対する損害が発生した場合の対策を講じること。

- ・リール動画等 SNS への投稿は、可能な限り高知県のインバウンド向け公式 SNS との共同投稿とすること。

<高知県公式 Facebook>

英語：<https://www.facebook.com/visitkochijapan>

<高知県公式 Instagram>

英語：<https://www.instagram.com/visitkochijapan/>

- ・反響がよかった記事については、当県多言語サイト「Visit Kochi Japan」内の特集記事等で取り上げることを想定しているため、可能な限り二次利用できるよう調整すること。
- ・上記の他、関西圏からの誘客や本県の認知度向上に効果的と思われるプロモーションがあれば提案を妨げるものではない。

3 月例報告

- ・毎月の活動状況及び委託者が求める情報等を毎月書面により提出すること。
- ・活動状況の提出後に、報告会議（オンラインでの会議も可とする。）を実施し、実施後は議事録を作成し提出すること。

4 その他

（1）露出及び委託者による確認について

- ・掲載記事等の露出にあたっては、情報収集、掲載可否確認、画像収集、記事作成、クリエイティブ作成等を受託者が行うこと。
- ・露出前に、その内容について委託者が日本語訳及び掲載言語で確認できる体制を構築すること。

（2）外国語による情報発信について

- ・ネイティブチェック体制を明記し、誤字・脱字をなくすとともに、単なる逐語訳でなく現地で違和感のない内容で発信できる体制を構築すること。
- ・固有名詞は県公式サイト「VISIT KOCHI JAPAN」等を参照し、齟齬のないようにすること（下記 URL 参照）。

URL <https://visitkochijapan.com/en/>

（3）スケジュールについて

- ・上記 2～3 の業務スケジュールを提案すること。

（4）実施体制について

- ・本業務の実施体制を明記すること。なお、連携先がある場合は、その事業者の業務実績（類似した業務も含む）を明記すること。
- ・再委託を行う場合は、各事業者名及び役割について明記すること。

5 成果物及び提出時期

成果物名	内容	成果物の規格	提出時期
委託業務計画書	本業務の実施計画及びスケジュールを記載	A 4 判 電子データ	委託業務開始から 5 日以内

月例報告書	毎月の活動状況、実績報告及び委託者が求める情報等	A 4 判 電子データ	次月 7 営業日以内 (2 月分は委託業務報告書と併せて報告)
委託業務報告書	当該委託業務の実施内容及び 検証結果を記載	A 4 判 電子データ	令和 9 年 3 月 23 日 (火)
上記以外の資料 で、履行状況が確 認できるもの	必要に応じて適宜提出 (露出 が確認できる資料)	一式	作成又は掲載後 速やかに提出

Ⅲ 提供データ

ロゴマーク等のデータは、必要に応じて委託者から提供する。

Ⅳ その他留意事項

- ① 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- ② 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施することとする。
- ③ 成果物については、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- ④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ⑤ 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- ⑥ 委託者が上記⑤で譲渡を受ける権利には、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利も含むものとする。
- ⑦ 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。
- ⑧ 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、又は当該委託契約が解除された後についても同様とする。
- ⑨ 受託者は、当該委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- ⑩ 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。